

## 大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

大磯町公共下水道使用料条例（平成3年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例第18号」を「大磯町条例第18号」に改める。

第3条第1項中「2月」を「2か月」に改め、同項ただし書中「1月」を「1か月」に改め、同条第2項中「別表1」を「別表第1」に、「別表2」を「別表第2」に改め、同条第3項中「使用料は、」を削り、「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、「ときの」の次に「使用料の」を加える。

第3条の2中「前条第2項に規定する」を削り、「別表2」を「別表第2」に改め、「とその額に消費税率等に乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額」を削る。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項第2号ただし書中「、使用者」を「にあっては使用者」に改め、「の場合」の次に「にあって」を加え、同項第3号中「別表3」を「別表第3」に改め、同項第4号中「その他」を「使用者は、その他」に、「前各号」を「前3号」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第6条第1項中「立入らせる」を「立ち入らせる」に改め、同条第2項中「立入る」を「立ち入る」に改める。

第8条第2号中「、その他」を「その他」に改める。

第9条中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

別表1中「2月」を「2か月」に改め、同表一般汚水の項中「1,516円」を「1,652円」に、「109円」を「119円」に、「117円」を「128円」に、「133円」を「145円」に、「147円」を「160円」に、「161円」を「175円」に、「183円」を「199円」に、「204円」を「222円」に、「226円」を「246円」に改め、同表を別表第1とする。

別表2中「1月」を「1か月」に改め、同表一般汚水の項中「758円」を「826円」に、「109円」を「119円」に、「117円」を「128円」に、「133円」を「145円」に、「147円」を「160円」に、「161円」を「175円」に、「183円」を「199円」に、「204円」を「222円」に、「226円」を「246円」に改め、同表備考2中「（昭和23年法律第139号）」及び「（昭和21年勅令第118号）」を削り、同表を別表第2とし、別表3を別表第3とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に係る使用料については、なお従前の例による。

平成27年11月27日提出

大磯町長 中 崎 久 雄